

# 医療法の改正について

## 1 医療法の改正

平成18年6月21日法律第84号をもって公布された良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律のうち、医療法人に関する規定については、平成19年4月1日から施行となった。

## 2 改正の内容

### (1) 医療法人の業務の拡大

医療法人が地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として公の施設である病院、診療所又は介護老人保健施設を管理する場合、当該業務が医療法人の本来業務として行われるものであることを明確にしたこと。

医療法人の附帯業務として、老人福祉法第29条第1項に基づく有料老人ホームの設置を追加したこと。さらに、平成19年5月30日より、医療法人の附帯業務として、以下の業務が追加された。

ア 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第15条第3号に規定する適合高齢者専用賃貸住宅の設置。

イ 高齢者の居住の安定確保に関する法律施行規則（平成13年国土交通省令第115号）第3条第6号に規定する高齢者専用賃貸住宅の設置。ただし、その居住者に対し、次に掲げるいずれかのサービスの提供を継続的に行うことを約しているものに限る。

(ア) 居住者に対する生活指導や相談に応じるサービス

(イ) 居住者の安否を定期的に確認するサービス

(ウ) 居住者の容体急変時における応急措置、医療機関への通報等の緊急時対応サービス

### (2) 社会医療法人制度の創設

へき地医療や小児救急医療など地域で特に必要な医療の提供を担う医療法人を新たに社会医療法人として位置付けたこと。

### (3) 残余財産の帰属すべき者

残余財産の帰属すべき者が、国、地方公共団体、財団である医療法人、社団である医療法人で持分のないもの、都道府県医師会又は郡市区医師会とし、病院等を開設するものか又は病院等を開設する予定であるものとされたこと。

医療法改正に伴い、施行日以降に新たに医療法人の設立認可の申請を行う場合、設立後の医療法人は、財団である医療法人又は社団である医療法人で持分のないものに限られること。

社団である医療法人で持分の定めのあるものについては、改正法の附則第10条第2項の規定により、当分の間は、新医療法第50条第4項の規定は適用せず、旧医療法第56条の規定は、その効力を有すること。

なお、合併前の医療法人のいずれもが、社団である医療法人で持分の定めのあるものである場合には、合併後においても社団である医療法人で持分の定めのあるものとすることができる。

#### (4) 医療法人の管理体制の見直し

理事若しくは監事又は社員総会若しくは評議員会の各機能を明確にしたこと。

医療法人が毎会計年度終了後に作成する書類として、事業報告書、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び監事の監査報告書とし、これらの書類を都道府県知事への届出及び閲覧に関する規定がなされたこと。

#### (5) 社会医療法人債の発行

救急医療等確保事業を担う社会医療法人について、公募債である社会医療法人債の発行による資金調達を認めたこと。

#### (6) 医療法人の資産要件の見直し

医療法人の資産要件として定められてきた自己資本比率に関する要件を廃止することとし、病院、診療所又は介護老人保健施設を開設する医療法人は、開設する病院、診療所又は介護老人保健施設に必要な施設、設備又は資金を有しなければならないものとされた。

#### (7) 基金制度の利用

医療法人の非営利性の徹底に伴い、持分の定めのない社団法人の活動の原資となる資金の調達手段として、定款の定めるところにより基金の制度を採用することができるものとしたこと。